平成２５年（フ）第４８６号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原１丁目15番17号
シティベール恋の田102号
債務者　石田　淳一
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９５号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目10番13―504号
債務者　畑村　忠伺
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９６号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目10番13―504号
債務者　畑村　幸江
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４３５号
北九州市小倉北区弁天町７番４―305号
債務者　井上　信仁
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４３号
北九州市小倉北区黒住町５番16号
債務者　茂木　倫教
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６４号
北九州市八幡西区香月中央２丁目３番14号
債務者　小島　芳文
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８８号
北九州市小倉南区中貫１丁目21番14号
債務者　山田　頼香
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５００号
熊本市東区戸島西１丁目31番１号　メゾン宮田201
債務者　東　　貴光
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
山口県光市浅江７丁目35番19号
債務者　木村　成寿
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６５号
山口県周南市上遠石町９番９号　江口アパート101号
債務者　小島　直樹
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４２５号
北九州市戸畑区中原西３丁目12番24―401号
債務者　志波　明美（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７７号
北九州市小倉北区香春口１丁目11番20―201号
債務者　濱崎　直幸
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３６号
青森県上北郡野辺地町字助佐小路15番地41
債務者　和田千恵子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９１号
名古屋市港区須成町２丁目14番地　須成荘３棟208号
債務者　安達ヨスケこと　ＡＤＡＣＨＩ　ＹＯＳＫＥ　ＪＵＮＩＯＲ
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９７号
愛知県尾張旭市西山町２丁目16番地７　メゾン島102号
債務者　東　　悟
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６００１号
大阪市福島区福島５丁目９番21―601号
債務者　西谷　公太
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５３号
大阪府守口市東光町１丁目19番16号
債務者　細川　雅美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部